第二十六条第三十四項中「第四十一条第二十二項」を「第四十一条第十九項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十三項中「第四十一条第二十二項」を「第四十一条第十九項」に改め、同項第五号中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十二項中「第二十項」を「第二十一項」に、「第四十一条第二十一項第一号」を「第四十一条第十八項第一号」に、「、第二十一項」を「、第二十二項」に、「同条第二十一項第二号」を「同条第十八項第二号」に、「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に、「同条第二十一項第三号」を「同条第十八項第三号」に、「第二十四項」を「第二十五項」に、「同条第二十一項第四号」を「同条第十八項第四号」に、「第二十六項」を「第二十七項」に、「同条第二十一項の」を「同条第十八項の」に、「第四十一条第十項第一号」を「第四十一条第六項第一号」に、「第三十一項各号」を「第三十一項各号」に、「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第六項第二号」に、「第四十一条第二十一項第二号」を「第四十一条第十八項第二号」に、「第四十一条第十項第三号」を「第四十一条第六項第三号」に、「第四十一条第六項第三号」に、「第四十一条第十八項第三号」に、「第四十一条第二十一項第三号」を「第四十一条第十八項第三号」に、「第四十一条第十項第四号」を「第四十一条第六項第四号」に、「第四十一条第二十一項第四号」を「第四十一条第十八項第四号」に、「第四十一条第十項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同項の次に次の四項を加える。

33　法第四十一条第十七項に規定する建築後使用されたことのある小規模居住用家屋で耐震基準に適合するものとして政令で定めるものは、同項に規定する小規模居住用家屋で、第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの又は確認を受けたもののうち建築後使用されたことのあるものとする。

34　法第四十一条第十七項に規定する特定増改築等をした家屋で政令で定めるものは、同項に規定する特定増改築等をした家屋で新築された日から起算して十年を経過したものとする。

35　第七項の規定は、法第四十一条第十七項の個人が取得をした同項に規定する特例既存住宅又は同項に規定する特例増改築等をした家屋の当該特例増改築等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合について準用する。この場合において、第七項中「第四十一条第一項の個人が新築をし、若しくは」とあるのは「第四十一条第十七項の個人が」と、「居住用家屋若しくは既存住宅」とあるのは「特例既存住宅」と、「これらの家屋」とあるのは「に当該特例既存住宅」と、「これらの家屋及び」とあるのは「当該特例既存住宅及び」と、「増改築等をした家屋の当該増改築等」とあるのは「特例増改築等をした家屋の当該特例増改築等」と、「同項の」とあるのは「同条第一項の」と、同項第一号中「居住用家屋又は既存住宅」とあるのは「特例既存住宅」と、「居住用家屋の新築若しくは取得又は当該既存住宅の取得」とあるのは「特例既存住宅の取得」と、「これらの家屋の第一項各号」とあるのは「当該特例既存住宅の第三十一項各号」と、同項第二号中「第一項第二号」とあるのは「第三十一項第二号」と、同項第三号中「増改築等」とあるのは「特例増改築等」と読み替えるものとする。

36　法第四十一条第十八項に規定する特定増改築等をした家屋で政令で定めるものは、同項に規定する特定増改築等をした家屋で新築された日から起算して十年を経過したものとする。

第二十六条第三十項中「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第四十一条第十九項」を「第四十一条第十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十四項中「第四十一条第十七項」を「第四十一条第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第四十一条第十五項」を「第四十一条第十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十八項中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第四十一条第十二項」を「第四十一条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「第四十一条第十項」を「第四十一条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第四十一条第八項」を「第四十一条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「第四十一条第六項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第四十一条第四項」を「第四十一条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第四十一条第二項」を「第四十一条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第四十一条第六項第二号」を「第四十一条第二項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第六項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20　法第四十一条第六項に規定する特定増改築等をした家屋で政令で定めるものは、同項に規定する特定増改築等をした家屋で新築された日から起算して十年を経過したものとする。

第二十六条の二第八項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、」を削り、「(同条第六項」を「(同条第十五項若しくは第十八項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に、「十一年内とする。」を「、十一年内」に改め、同項第一号ロ中「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改め、同号ホ中「同条第二十七項」に改め、同号ホ中「第四十一条第十項」を「第四十一条第六項」に改め、同号ヘ中「第四十一条第十五項」を「第四十一条第十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十三項」に改め、同号ト中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第十四項」に、「同条第十九項」を「同条第十五項」に改め、同項第二号ニ中「第四十一条第十項」を「第四十一条第六項」に、「認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のもの」を「既存認定住宅等の取得」に、「同条第十項」を「同項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改め、「(当該住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合に限る。)」を削り、同号ホ中「第四十一条第九項」に改め、同号ヘ中「第四十一条第二十項又は第二十一項」を「第四十一条第十六項から第十八項まで」に改める。

第二十六条の三第二項第一号中「同条第十項」を「同条第六項」に、「又は居住日」を「、居住日」に、「場合　次」を「場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合　次」に改める。

第二十六条の四を次のように改める。

第二十六条の四　削除

第二十六条の七第六項中「次に掲げる家屋」を「第一号又は第二号に掲げる家屋（建築後使用されたことのない家屋を令和十年一月一日以後に当該個人の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合にあつては、第三号に掲げる家屋を除く。）」に改め、同項に次の一号を加える。

三　災害危険区域等（建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域（以下この号において「災害危険区域」という。）、地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域（以下この号において「地すべり防止区域」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域（以下この号において「急傾斜地崩壊危険区域」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域（以下この号において「土砂災害特別警戒区域」という。）又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域（以下この号において「浸水被害防止区域」という。）をいう。以下この号において同じ。）内において建築された家屋（当該家屋の一部が災害危険区域等内にある場合における当該家屋を含み、災害危険区域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない区域に限る。）内にある家屋にあつては、当該